

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 令第二条第二号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、電子決済手段の信託（電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）</p> <p>七 暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第三項各号に掲げる信託を除く。）及び信託財産の管理又は処分において暗号</p>	<p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>六 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第三項各号に掲げる信託を除く。）及び信託財</p>

等資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引であつて、暗号等資産（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）に係るものをいう。）を行う信託

2  
〔略〕

（業務の種類及び方法）

第四条 〔略〕

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 〔略〕

二 有価証券（第十三号に掲げるものを除く。）

三 金銭債権（第十一号に掲げるものを除く。）

〔四〕十 略

十一 電子決済手段

十二〜十五 〔略〕

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項

産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託

2  
〔同上〕

（業務の種類及び方法）

第四条 〔同上〕

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 〔同上〕

二 有価証券（第十二号に掲げるものを除く。）

三 金銭債権

〔四〕十 同上

〔号を加える。〕

十一〜十四 〔同上〕

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第八条 〔同上〕

に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 政府保証債券（金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四 「略」

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇六 略〕

七 その受益権が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権をいい、同条第二十八項に規定する特定信託為替取引に係るものに限る。以下同じ。）に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者が資金移動業関係業者（資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条第三項第二号に規定する資金移動業関係業者をいう。次条第六号及び第二十二條第十一項において同じ。）である場合（当該資金移動業関係業者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条

〔一・二 同上〕

三 政府保証債券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四 「同上」

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第十三条 「同上」

〔一〇六 同上〕

「号を加える。」

の規定による説明を求められた場合を除く。）

2  
〔略〕

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕五 略〕

六 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者が資金移動業関係業者であつて、書面又は第十六条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

〔一〕三 略〕

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六

2  
〔同上〕

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第十四条 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

〔号を加える。〕

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第十五条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六

号) 第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十五号において同じ。) にあつては、当初信託元本額

五 電子決済手段の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う電子決済手段の概要及び特性(当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。)並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要

ホ 電子決済手段を発行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

ヘ 当該信託に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

ト その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項

六 暗号資産等の信託(暗号資産又は暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号及び第三十一条の二十五第四号において同じ。))を含む信

号) 第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十四号において同じ。) にあつては、当初信託元本額

「号を加える。」

五 暗号資産等の信託(暗号資産又は暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号において同じ。))を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を

託財産の管理又は処分を行う信託をいう。第二十二條第十八項及び同号において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 当該信託に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2～6 略〕

7 法第二條第一項において準用する信託業法第二十六條第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～七 略〕

八 電子決済手段の信託にあつては、当該信託契約に係る電子決済手段の償還の方法

8 〔略〕

いう。第二十二條第十項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 当該信託に関する暗号資産の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2～6 同上〕

7 〔同上〕

〔一～七 同上〕

〔号を加える。〕

8 〔同上〕

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十六号から第十八号まで及び第七項各号に掲げる事項については、受益者が特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者(これらの者が信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。)のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項一号イからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇四 略〕

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項(ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者(受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者(第六項及び第二十三条第五項第二号において「実質的受益者」という。)を含む。第七号及び第十一号において同じ。)からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。)

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項各号に掲げる事項については、受益者が特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者(これらの者が信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。)のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項各号に掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇四 同上〕

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項(ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者(受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者(第六項及び第二十三条第五項第二号において「実質的受益者」という。)を含む。以下この項において同じ。)からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。)

「イ」ニ 略」

「六・七 略」

八 電子決済手段につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該電子決済手段の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子決済手段の時価総額

九 十三 略」

十四 当該信託財産に係る法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

十五 十八 略」

「2」7 略」

(信託財産状況報告書の交付頻度)

第十九条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

「イ」ニ 同上」

「六・七 同上」

「号を加える。」

八 十二 同上」

十三 当該信託財産に係る法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

十四 十七 同上」

「2」7 同上」

(信託財産状況報告書の交付頻度)

第十九条の二 「同上」

一 「略」

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二十二條第二十一項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五號。第二十二條第二十一項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十條の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一號）第二百二十八條第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十条 法第二條第一項において準用する信託業法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一」略

十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（以

一 「同上」

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二十二條第十三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五號。第二十二條第十三項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十條の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一號）第二百二十八條第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十条 「同上」

「一」同上

「号を加える。」

下「特定信託口座」という。)の残高を公表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

2 「略」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定によるもののほか、信託業務を営む金融機関は、信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段、暗号資産(当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額

2 「同上」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定によるもののほか、信託業務を営む金融機関は、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の暗号資産(当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を

に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。)及び電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合 信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

4 信託業務を営む金融機関は、前項ただし書に規定する電子決済手段(資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者(同法第六十二条の八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。))が、電子決済手段等取引業(同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。以下同じ。)の利用者の電子決済手段を管理する場合は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十八条第七項の規定の適用のある電子決済手段を除く。)と同じ種類及び数量の電子決済手段(以下この項

超えない場合に限る。)及び電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

〔項を加える。〕

において「履行保証電子決済手段」という。）を自己の電子決済手段として保有し、次の各号に掲げる履行保証電子決済手段の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段と分別して管理するものとする。

この場合においては、前項各号の規定を準用する。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する履行保証電子決済手段 履行保証電子決済手段と信託財産に属する電子決済手段、他の信託の信託財産に属する電子決済手段及び履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（履行保証電子決済手段の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。）で管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる履行保証電子決済手段 当該第三者において、当該履行保証電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

5 信託業務を営む金融機関は、第三項ただし書に規定する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、第三項各号の規定

4 信託業務を営む金融機関は、前項ただし書の規定による暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を

を準用する。

〔一・二 略〕

6〕 〔略〕

7〕 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる帳簿書類を作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 各営業日における当該信託業務を営む金融機関が発行した特定信託受益権の履行等金額（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額をいう。）の合計額の記録 作成の日から五年間
- 二 各営業日における特定信託口座により管理する金銭の額の記録 作成の日から五年間

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十二条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定

準用する。

〔一・二 同上〕

5〕 〔同上〕

〔項を加える。〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十二条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合によ

する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の第二項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の第二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕9 略〕

10) 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置
- 二 特定信託受益権の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の第二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の第二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕9 同上〕

〔項を加える。〕

の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる特定信託受益権を発行しないために必要な措置

三 その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十六条第一項に定める要件を満たす金融機関に対する預貯金により管理するための適切な措置

11 信託業務を営む金融機関は、顧客（資金移動業関係業者を除く。次項から第十六項までにおいて同じ。）との間で特定信託為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合は、当該顧客に対して次に掲げる事項を明示する方法により、当該特定信託為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 取り扱う当該特定信託為替取引の額の上限

二 標準履行期間

三 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

四 第十五条第七項各号に掲げる事項

五 契約期間

六 契約期間の中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

七 その他当該契約の内容に関し参考となると認められる事項

12 信託業務を営む金融機関は、顧客との間で特定信託為替取引を

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

行うときは、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 当該信託業務を営む金融機関その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

二 前号及び第十五項第二号に掲げるもののほか、当該特定信託為替取引について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 その他当該特定信託為替取引の内容に関し参考となると認められる事項

13 特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対して前二項の規定に準じて情報を提供したときは、信託業務を営む金融機関は、当該各項の規定にかかわらず、当該顧客に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。

14 信託業務を営む金融機関は、顧客との間で特定信託為替取引を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段の内容に関する説明を行わなければならない。

15 信託業務を営む金融機関は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

- 
- 一 特定信託受益権は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
  - 二 特定信託受益権の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
  - 三 特定信託受益権は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
  - 四 発行する特定信託受益権の概要及び特性（当該特定信託受益権の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）
  - 五 当該信託業務を営む金融機関に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続
  - 六 その他特定信託受益権の内容に関し参考となると認められる事項
- 16 特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対し前二項の規定に準じて説明を行ったときは、信託業務を営む金融機関は、同項の規定にかかわらず、当該顧客に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。
- 17 信託業務を営む金融機関は、電子決済手段の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置
  - 二 電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において法、信託業法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融
- 

「項を加える。」

「項を加える。」

---

事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により発行された電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

イ 銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は同法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。

ロ 当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、信託業法、銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十二条の十一第三項第二号イにおいて同じ。）の資格に相当する資格を有する者又は

---

---

監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

三 外国電子決済手段を取り扱う場合にあつては、次に掲げる措置その他の顧客の保護及び信託業務の適正かつ確実な遂行に必要な措置

イ 外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する債務の履行等をいう。）を行うことが困難となつた場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者が、利用者（国内にある利用者と国外にある利用者）とを区分することができる場合にあつては、国内にある利用者）のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約し、かつ、当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる措置

ロ 顧客（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第一条第

---

二項第一号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすること（当該顧客の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。）及び移転をすること（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができる金額が、当該信託業務を営む金融機関が同条第三項に規定する資金移動業者の発行する電子決済手段（同法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置

四 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

五 信託業務を営む金融機関が、その行う信託業務について、その取り扱う若しくは取り扱おうとする電子決済手段又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

18 信託業務を営む金融機関は、暗号資産等の信託を行う場合（第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。）には、次に掲げる措置を講じなけ

10 「同上」

ればならない。

一 「略」

二 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。第四号及び第三十一条の二十五第七号において同じ。）に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 「略」

四 信託業務を営む金融機関が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

19 信託業務を営む金融機関は、前二項の規定によるほか、電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二条第一項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する

一 「同上」

二 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。第四号及び第三十一条の二十五第六号において同じ。）に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 「同上」

四 信託業務を営む金融機関が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

11 信託業務を営む金融機関は、前項の規定によるほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二条第一項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する

信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

20・21 「略」

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕十 略〕

十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付でき

暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

12・13 「同上」

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 「同上」

〔一〕十 同上〕

〔号を加える。〕

る体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

【イ・ロ 略】

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

【イ・ロ 同上】

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工



「一〇五 略」

- 六 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 暗号等資産の性質
  - ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
  - ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項
  - ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項
  - ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力、信用又はその行う事業に関する事項

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第一号の二及び第七号並びに第三項に掲げる事項については、委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

「一〇七 略」

「一〇五 同上」

- 六 暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 暗号資産の性質
  - ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
  - ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項
  - ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項
  - ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力、信用又はその行う事業に関する事項

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 「同上」

「一〇七 同上」

八 当該特定信託契約が電子決済手段の信託に係るものである場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の名称

ロ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

ハ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名

ニ 取引の最低単位その他の当該特定信託契約に係る電子決済手段の取引の条件

ホ その他特定信託契約の締結に関し参考となると認められる事項

九 「略」

〔2・3 略〕

(禁止行為)

第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引

法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三 略〕

四 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商

〔号を加える。〕

八 「同上」

〔2・3 同上〕

(禁止行為)

第三十一条の二十五 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商

品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。以下この号において同じ。）、暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。以下この号において同じ。）及び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一项に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）（暗号資産等の信託（暗号等資産関連有価証券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を除く。）にあつては、金融商品取引業者等及び暗号資産交換業者等）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第三十一条の十九第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 顧客に対し、第三十一条の十七第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しないことを含む。）暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をす

取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第三十一条の十九第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 顧客に対し、第三十一条の十七第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しないことを含む。）暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする

る行為

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う電子決済手段の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社が行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社が行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

七 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託業務を営む金融機関の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

行為

「号を加える。」

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託業務を営む金融機関の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

(信託業務報告書等)

第三十八条 信託業務を営む金融機関は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日（令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日。第六項において同じ。）までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

〔2〕5 略〕

6 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる信託業務報告書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 第一項の信託業務報告書 当該信託業務報告書を提出する事業年度の九月三十日における金融機関が発行する特定信託口座に係る残高証明書
- 二 第二項の信託業務報告書 当該信託業務報告書を提出する事業年度終了の日における金融機関が発行する特定信託口座に係る残高証明書

(届出事項)

第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 略〕

(信託業務報告書等)

第三十八条 信託業務を営む金融機関は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日（令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日）までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

〔2〕5 同上〕

〔項を加える。〕

(届出事項)

第三十九条 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

- 五 新たに特定信託為替取引を行おうとする場合
- 六 特定信託為替取引を行っている場合にあつては、発行する特定信託受益権を変更しようとする場合
- 七 特定信託口座に関する次に掲げる事項（次項において「特定信託口座特定事項」という。）を変更しようとする場合
- イ 当該特定信託口座のある金融機関の商号又は名称
- ロ 当該特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- ハ 当該特定信託口座の名義
- ニ 当該特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項
- 八 特定信託為替取引の内容又は方法を変更した場合（第五号及び第七号に掲げる場合を除く。）
- 2 信託業務を営む金融機関は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
- 一 前項第一号に該当する場合 次に掲げる書類
- イ 理由書
- ロ 代理店の設置をした場合には、当該代理店において行う業務の内容を記載した代理店契約書
- ハ その他参考となるべき事項を記載した書類
- 二 前項第五号に該当する場合 次に掲げる書類

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 2 信託業務を営む金融機関は、前項第一号に該当する旨の法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
- 一 理由書
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 二 代理店の設置をした場合には、当該代理店において行う業務

- 
- イ 特定信託為替取引の内容及び方法を記載した書類
  - ロ 特定信託口座特定事項を記載した書類
  - ハ その他参考となるべき事項を記載した書類
- 〔号を削る。〕

別表（第二十一条第六項関係）

〔表略〕

---

の内容を記載した代理店契約書

- 〔号の細分を加える。〕
  - 〔号の細分を加える。〕
  - 〔号の細分を加える。〕
- 三 その他参考となるべき事項を記載した書類

別表（第二十一条第五項関係）

〔同上〕

---

別紙様式第7号（第38条第1項関係）

信託業務報告書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第3条第3項に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

[表略]

（単位：百万円）

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	土地及びその地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本														
売渡手形等														
収益														
仮受金														
その他														
債権償却														

別紙様式第7号（第38条第1項関係）

信託業務報告書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

[同左]

（単位：百万円）

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	土地及びその地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計	
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託									
元本													
売渡手形等													
収益													
仮受金													
その他													
債権償却													

準備金																				
特別留保金																				
...																				
...																				
...																				
...																				
負債合計																				

(記載上の注意)  
[1～3 略]

2. 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託					年金投資基金信託		
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口	合同運用	単独運用
[略]												
信託受益権												
電子決済手段 (特定信託受益権を除く。)												
暗号資産												
[略]												

(単位：百万円)

区分	財産形成給付信託		財産形成投資基金信託	貸付信託			投資信託	金銭信託以外の金銭の信託
	財産形成給付金信託	財産形成基金信託		収益分配型	収益満期受取型	収益運用口		
[略]								
信託受益権								
電子決済手段 (特定信託受益権を除く。)								

準備金																				
特別留保金																				
...																				
...																				
...																				
...																				
負債合計																				

(記載上の注意)  
[1～3 同左]

2. 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託					年金投資基金信託		
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口	合同運用	単独運用
[同左]												
信託受益権												
暗号資産												
[同左]												

(単位：百万円)

区分	財産形成給付信託		財産形成投資基金信託	貸付信託			投資信託	金銭信託以外の金銭の信託
	財産形成給付金信託	財産形成基金信託		収益分配型	収益満期受取型	収益運用口		
[同左]								
信託受益権								
暗号資産								
[同左]								

暗号資産										
[略]										

(単位：百万円)

区 分	有価証券の 信託		電子決済手段 の信託		暗号資産等及び 電子記録移転有 価証券表示権利 等の信託		金銭 債権 の信託	動産 の信託	土地 及び その 定着 物の 信託	地上 権の 信託	土地 及び その 定着 物の 賃借 権の 信託	包括 信託	その 他の 信託	合計
	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託								
貸 出 金														
有 価 証 券														
投資信託外国 投資														
信託受益権														
電子決済手 段(特定信 託受益権を 除く)														
暗号資産														
金 銭 債 権														
有形固定資 産														
無形固定資 産														
その他債権														
買入手形														
コールロー ン														
銀行勘定貸														
現金預け金														
そ の 他														
資 産 合 計														

(記載上の注意)

[1・2 略]

[3. ～5. 略]

(単位：百万円)

区 分	有価証券の 信託		暗号資産等及び 電子記録移転有 価証券表示権利 等の信託		金 銭 債 権 の 信 託	動 産 の 信 託	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	地 上 権 の 信 託	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計	
	管 理 信 託	運 用 信 託	管 理 信 託	運 用 信 託									
貸 出 金													
有 価 証 券													
投資信託外国 投資													
信託受益権													
暗号資産													
金 銭 債 権													
有形固定資産													
無形固定資産													
その他債権													
買入手形													
コールローン													
銀行勘定貸													
現金預け金													
そ の 他													
資 産 合 計													

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[3. ～5. 同左]

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資	産	金額	負	債	金額
[略]					
有 価 証 券			貸 付 信 託		
[略]					
暗号等資産関連有価証券			地 上 権 の 信 託		
[略]					
[略]					
信 託 受 益 権					
電子決済手段（特定信託 受益権を除く。）					
受 託 有 価 証 券					
[略]					

(注)

[1～3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

<参考>

上記（注）共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資	産	金額	負	債	金額
[略]					
有 価 証 券			貸 付 信 託		
[略]					

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資	産	金額	負	債	金額
[同左]					
有 価 証 券			貸 付 信 託		
[同左]					
暗号資産関連有価証券			地 上 権 の 信 託		
[同左]					
[同左]					
信 託 受 益 権					
受 託 有 価 証 券					
[同左]					

(注)

[1～3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

<参考>

上記（注）共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資	産	金額	負	債	金額
[同左]					
有 価 証 券			貸 付 信 託		
[同左]					

暗号等資産関連有価証券		地上権の信託	
[略]			
[略]			
信託受益権			
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）			
受託有価証券			
[略]			

7. 特定信託受益権の履行等金額の概況

(1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数（件／月ごとに）、総取扱金額及び平均取扱金額（円／月ごとに）

① 報告対象期間

報告対象期間	年 月 日から
	年 月 日まで

② 総取扱件数

年 月	件
年 月	件
年 月	件

③ 総取扱金額

年 月	円
年 月	円
年 月	円

② 平均取扱金額

年 月	円
年 月	円
年 月	円

(記載上の注意)

1 報告対象期間における為替取引の総取扱件数、総取扱金額及び平均取

暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
[同左]			
[同左]			
信託受益権			
受託有価証券			
[同左]			

[加える。]

扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。

2 電子決済手段等取引業者が管理する口座からの特定信託受益権の移転及び当該口座への特定信託受益権の移転に係る状況について記載すること。

(2) 口座を設定する場合にあっては、報告対象期間における口座件数（件／月ごとに）、口座平均残高（円／月ごとに）

① 口座件数

年	月	件
年	月	件
年	月	件

② 口座平均残高

年	月	円
年	月	円
年	月	円

(記載上の注意)

発行する特定信託受益権について、当該特定信託受益権を保有している口座（電子決済手段等取引業者が管理するものに限る。）の件数及び当該電子決済手段の平均残高について記載すること。

8. 特定信託口座による管理の状況

[加える。]

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	預貯金等の名義	預貯金等の口座番号その他の当該預貯金等を特定するための事項
	円 ( 年 月 日現在)		

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額の推移がわかる書面を添付すること。

別紙様式第8号（第38条第2項関係）

信託業務報告書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第3条第3項に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

[表略]

（単位：百万円）

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本														
売渡手形等														
収益														
仮受金														
その他														
債権償却準備金														

別紙様式第8号（第38条第2項関係）

信託業務報告書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

[同左]

（単位：百万円）

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計	
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託									
元本													
売渡手形等													
収益													
仮受金													
その他													
債権償却準備金													

特別留保金																				
...																				
...																				
...																				
...																				
...																				
負債合計																				

(記載上の注意)

[1~3 略]

2. 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託				年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
[略]										
有価証券										
[略]										
暗号等資産関連有価証券										
[略]										
[略]										
信託受益権										
[略]										
特定信託受益権										
その他の信託受益権										
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)										
暗号資産										

特別留保金																				
...																				
...																				
...																				
...																				
...																				
負債合計																				

(記載上の注意)

[1~3 同左]

2. 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託				年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
[同左]										
有価証券										
[同左]										
暗号資産関連有価証券										
[同左]										
[同左]										
信託受益権										
[同左]										
その他の信託受益権										
暗号資産										
[同左]										







有 価 証 券		貸 付 信 託	
[略]			
暗号等資産関連有価証券		地 上 権 の 信 託	
[略]			
[略]			
信 託 受 益 権			
電子決済手段（特定信託 受益権を除く。）			
受 託 有 価 証 券			
[略]			

(注)

[1～3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
[略]			
有 価 証 券		貸 付 信 託	
[略]			
暗号等資産関連有価証券		地 上 権 の 信 託	
[略]			
[略]			

有 価 証 券		貸 付 信 託	
[同左]			
暗号資産関連有価証券		地 上 権 の 信 託	
[同左]			
[同左]			
信 託 受 益 権			
受 託 有 価 証 券			
[同左]			

(注)

[1～3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
[同左]			
有 価 証 券		貸 付 信 託	
[同左]			
暗号資産関連有価証券		地 上 権 の 信 託	
[同左]			
[同左]			

信託受益権			
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）			
受託有価証券			
[略]			

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
[略]			
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		電子決済手段売却損	
不動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	
*収益調整益		暗号資産売却損	
*投資信託解約差益		暗号等資産関連有価証券売却損	
電子決済手段売却益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
[略]			
暗号等資産関連有価証券売却益		*投資信託解約差損	
[略]			

(記載上の注意)

[1～3 略]

9 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
----	-------	-------

信託受益権			
受託有価証券			
[同左]			

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
[同左]			
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		暗号資産売却損	
*収益調整益		暗号資産関連有価証券売却損	
*投資信託解約差益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
[同左]			
暗号資産関連有価証券売却益		*投資信託解約差損	
[同左]			

(記載上の注意)

[1～3 同左]

9 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
----	-------	-------

[略]		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	特定信託受益権	
9	電子決済手段（信託の受益権を表示するものを除く。）	
10	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
<u>11</u>	暗号資産	
<u>12</u>	電子記録移転有価証券表示権利等	
<u>13</u>	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
<u>14</u>	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
<u>15</u>	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
<u>16</u>	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
<u>17</u>	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
<u>18</u>	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
<u>19</u>	著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）	
<u>20</u>	前各項に掲げる資産以外の資産	

(記載上の注意)

[略]

[同左]		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
<u>9</u>	暗号資産	
<u>10</u>	電子記録移転有価証券表示権利等	
<u>11</u>	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
<u>12</u>	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
<u>13</u>	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
<u>14</u>	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
<u>15</u>	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
<u>16</u>	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
<u>17</u>	著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）	
<u>18</u>	前各項に掲げる資産以外の資産	

(記載上の注意)

[同左]

9-2. 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	電子決済手段の種類	管理の方法

[加える。]

9-3. [略]

9-2. [同左]

[10. ~17. 略]

[10. ~17. 同左]

18. 特定信託受益権の履行等金額の概況

[加える。]

(1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数（件／月ごとに）、総取扱金額及び平均取扱金額（円／月ごとに）

① 報告対象期間

報告対象期間	年 月 日から
	年 月 日まで

② 総取扱件数

年 月	件
年 月	件
年 月	件

③ 総取扱金額

年 月	円
年 月	円
年 月	円

② 平均取扱金額

年 月	円
年 月	円
年 月	円

(記載上の注意)

1 報告対象期間における為替取引の総取扱件数、総取扱金額及び平均取

扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。

2 電子決済手段等取引業者が管理する口座からの特定信託受益権の移転及び当該口座への特定信託受益権の移転に係る状況について記載すること。

(2) 口座を設定する場合にあっては、報告対象期間における口座件数（件／月ごとに）、口座平均残高（円／月ごとに）

① 口座件数

年	月	件
年	月	件
年	月	件

② 口座平均金額

年	月	円
年	月	円
年	月	円

(記載上の注意)

発行する特定信託受益権について、当該特定信託受益権を保有している口座（電子決済手段等取引業者が管理するものに限る。）の件数及び当該電子決済手段の平均残高について記載すること。

19. 特定信託口座による管理の状況

[加える。]

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	預貯金等の名義	預貯金等の口座番号その他の当該預貯金等を特定するための事項
	円 ( 年 月 日現在)		

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額の推移がわかる書面を添付すること。

20. 特定信託受益権の発行による為替取引の状況

[加える。]

年間取扱件数 (件)	
年間取扱金額 (円)	
1 件あたりの平均取扱金額 (円)	

(記載上の注意)

電子決済手段等取引業者が管理する口座からの特定信託受益権の移転及び当該口座への特定信託受益権の移転に係る状況について記載すること。

21. 特定信託受益権の発行による為替取引の収支の状況

[加える。]

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・ 一般管理 費				
営業利益				
所要必要 資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。